

嵐南小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

嵐南小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、国のいじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針及び県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、策定した。

この度、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。また、県教育委員会は「新潟県いじめ防止基本方針」を改定した。これらの方針を参酌し、学校におけるいじめ防止等のための対策を一層推進するために、本校の基本方針を改定することとした。

1 いじめ防止等の対策の基本的な方向

(1) いじめ及びいじめ疑似行為の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法 第2条」から）

「いじめ疑似行為」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「県条例 第2条第2項」から）

(2) いじめに対する基本姿勢

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こる可能性がある」という危機意識をもつこと

「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

この三つの考えを基本に、家庭・地域と連携を図り、学校の教育活動全体を通じて全ての児童に「いじめをしない、させない、許さない」ことの理解を促していくとともに、命を大切にする意識の醸成を図っていく。そのために、学校は「いじめの未然防止」「早期発見」「即時対応」の具体的な対策について、計画的・継続的に組織として取り組んでいく。

- ・法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるように努めることが大切である。また、学校は、いじめを受けた児童の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼するなどして連携を図る。いじめを行った児童についてもいじめを認知した時点で同様の対応を行う。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知する等、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

- ・全校朝会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学校全体で醸成する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- ・道徳教育や人権教育・同和教育を充実させ、いじめ問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。
 - ・読書や体験活動を推進し、よりよい人間関係を構築できるように社会性を育む。
 - ・話し合い活動等を通して、一人一人の多様性やよさを認め合えるようにする。
 - ・社会体験・生活体験等を通して、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ・教育活動全体を通して、自他を認め互いの人格を尊重し合うことにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- (3) いじめを生まないために指導上留意すること
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを心がける。
 - ・学級や学年の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷付けたりいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払って指導する。
 - ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - ・発達障害等について適切に理解した上で、指導に当たる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
 - ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
 - ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
- (5) 児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
- ・児童自身がいじめ防止について主体的に考える取組を行う。(いじめ見逃しゼロスクール集会等)
 - ・道徳等においていじめの問題や人権について考え、議論する学習を行う。

3 いじめの早期発見の取組

- (1) 基本的な考え方
- ・いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
 - ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
 - ・グループ内でのいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、日頃より児童の動きを細かく観察する。
- (2) いじめの早期発見
- ① アンケート及び教育相談の充実
- ・アンケート…毎月
 - ・アンケート後の教育相談は、アンケート結果から取り出し。6月、11月は、全員面談。
 - ・他に適時呼び出し相談
- ② 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め

- ③ 児童の日常生活の見取り（全職員）
- ④ 学校の相談窓口の設置と周知、県の相談電話などの周知

4 いじめ事案への対処

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止めさせる。
- ・ 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・ 速やかに関係児童から情報を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 管理職が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめのおそれがある場合は、警察署に相談又は通報する。

(3) いじめられた児童及びその保護者への対応

- ・ 被害児童およびその保護者の意向を確認する。
- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱いなどプライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のために聴き取り等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
- ・ 児童にとって信頼できる友人や教職員、家族と連携して支える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等と連携して解決に当たる。
- ・ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解決したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童の指導又はその保護者への助言

- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聞き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 適切な対応ができるように保護者に連携と協力を求めるとともに、成長支援の観点をもって、継続的に助言を行う。
- ・ 児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないように継続的に指導・支援する。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題としてとらえるように指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・ はやしたてたり同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育

む。

(6) SNS上のいじめへの対応

- ・SNS上でのいじめにつながる不適切な書き込み等を発見した場合には、上記の対応に沿って、家庭と連携して対応を行う。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(7) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が3ヶ月以上の間、止んでいること
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(8) 事後対応

- ・いじめ解消後、当事者が新たに作る人間関係の中で安心して過ごせる集団となるように配慮する。
- ・再発防止の観点から、年度末・始めの学年間の情報共有及び中学校への確実な情報提供を行う。

5 いじめ・不登校等対策委員会(以下 対策委員会)

(1) 目的

法の第22条を受け、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、対策委員会を設置する。

(2) 取組内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② 3の確実な実施等による児童間のいじめの把握
- ③ ②の情報把握者の管理職及び担当への速やかな報告
- ④ 対策委員会での状況確認、対応協議及び実施
- ⑤ 軽度と判断する内容以外は速やかに市教委に報告（報告者：管理職）
- ⑥ 解消の確認
- ⑦ 再発しないか見守りや点検を継続
- ⑧ ⑥が一定期間経過した時点で、解消の判断

(3) 委員構成

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任を基本として、必要に応じて、特別支援コーディネーター、通級指導教室担当、養護教諭等で構成する。外部機関との連携が必要な場合は、市教委担当指導主事、子育て支援課職員等にも要請する。

(4) 留意点

- ① 「即時対応・確実な事実把握（複数からの聞き取り等）」を基本に対応する。
- ② 被害児童とその保護者の心情、訴えを十分に受け止める。
- ③ ②を重視しつつも加害児童及びその保護者への配慮ある対応を忘れない。
- ④ 該当事案が犯罪の疑いがある場合は、警察及び市教委への速やかな相談を行う。
被害児童保護者の了解のもと、犯罪の域に入る場合は、即、警察に通報する。（相談・通報者：教頭または生活指導主任）

6 重大事態の定義・対応

重大事態とは、

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に対応）

＊ 「児童の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、教育委員会の調査組織が学校との連携作業によって、調査を行う。（三条市いじめ防止等の基本的な方針 第4章1教育委員会及び学校による調査より）

7 いじめ防止及び対応の研修

教職員のいじめ防止に向けた研修を、7月、12月に実施する。運営は生活指導部が行う。内容は、アンケートの結果を全職員及び学年で共有し、いじめの未然防止及びいじめ問題の解決につながる対応について研修する。

8 いじめ防止基本方針に関する年間計画

＊ 「いじめ防止・中一ギャップ解消プログラム」参照

9 その他

(1) いじめ見逃しゼロ県民運動の「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実を図る。

(2) 保護者及び地域との連携

「いじめ見逃しを減少させること」「いじめ防止の気運を高めること」という2点のために保護者や地域への連携が重要であり、次の取組を行う。

① 基本方針の保護者への周知（学校ホームページに掲載）

② 「いじめ見逃しゼロスクール集会」の取組を学校だよりに掲載(11月)

(3) 中学校区いじめ対策委員会における幼保小中高、警察及び関係機関との情報連携と行動連携した取組を充実する。

(4) 基本方針の取組は、達成目標などを学校評価に位置付け、PDCAサイクルで毎年見直し、よりよいものに改善していく。

(5) 配慮が必要な児童について

・発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一障がいや性的指向や性自認に係る児童に対するいじめを防止するために、当該児童の特性や指向、学校での困難等について学校全体で理解を深めるとともに、注意深く見守り必要な対応や支援を行う。

おわりに

学校における児童の集団内では、ある児童がいじめられたと感じる状態は必ず起きる。それに対し、確実な事実確認が必要である。事実確認を基に被害児童とその保護者、加害児童とその保護者との対応に配慮しつつ、組織的に、そして、即時に対応していくよう全教職員で意識を高めていく。

平成26年3月 作成

令和 3年3月 改訂

令和 4年4月 改訂

令和 8年4月 改訂